

岡山電気軌道株式会社からの軌道事業の特許申請  
(軌道延伸)に係る審議(第2回)

1. 日 時

令和2年1月14日(火) 11:35 ~ 11:40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員:運輸審議会審理室 大沢

4. 議事概要

- 12月19日(木)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、次の理由により利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないことが確認されたため、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。
- ・ 本延伸事業は、軌道を100m程延伸して岡山駅前広場へ乗り入れることで、利用者である市民や観光客にとって電停の場所のわかりやすさ向上、バス停等との乗換時間短縮、交差点を横断しないことによる乗降までの安全性の向上等を図るものであること
- ・ 岡山電気軌道株式会社の収支算定結果においても、損益収支上は単年度ベースで当初の1年目から、累計ベースでも10年目で黒字になること、資金収支上は単年度および累計ベース共に3年目で黒字になるとの算定結果が出されており、収支採算上の問題はないこと等、延伸後の事業が安定的・継続的に実施されると認められること
- ・ 住民説明会を計20回以上開催する等、沿線住民への説明に努めており、また、関係機関との調整は整っていること

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。